

ばんけい 教育ほつとにゅーす かわら版

こ みち
教育の小径

特別号

No.6



今月の花／サクラ
花ことば／精神美、優れた美人

今月の「今日は何の日」

4月 1日：エイプリルフール
4月 7日：世界保健デー
4月10日：駅弁の日
4月11日：メートル法公布記念日
4月12日：世界宇宙飛行の日
4月18日：発明の日
4月19日：地図の日
4月20日：郵政記念日
4月23日：こども読書の日
4月25日：国連記念日
4月27日：婦人警官記念日
4月28日：サンフランシスコ平和条約発効記念日
4月29日：昭和の日
4月30日：図書館記念日



北 俊夫先生
国士館大学教授

授業改善の新しい視点

—本年度の重点課題—

- 本年度から、新学習指導要領の「総則」が全面的に前倒して実施されることから、総則の趣旨や内容を改めて理解することが大切です。
- 授業改善の新しい視点として、知識や技能を習得させ、それらを活用する能力を育てること、子どもの言語活動を豊かに展開することなどが挙げられます。

「総則」は全面的に先行実施

新学習指導要領が昨年3月に告示されてからちょうど1年が経ちます。この間、各学校では校内外での研修会などを通して、新学習指導要領の趣旨や内容を理解するための取り組みを行ってきたことと思います。

新学習指導要領は小学校において平成23年度から完全実施されますが、まだ先のことだと考えるのは誤りです。平成23年度の完全実施に向けて、本年度から移行期間に入るからです。

平成20年6月に、文部科学省から「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導について」というタイトルの「通



知」が出されました。これには移行期間における現行の学習指導要領にもとづかない「特例措置」が示されています。

算数科や理科、社会科などは、前の学年に移行したり追加したりして指導する事項が示されています。また、ほかの教科においては、「新学習指導要領によることもできる」と、対応の仕方を各学校の判断に委ねている記述も見られます。

特に注目したいのは「総則」についての記述です。移行措置の内容によると、総則は「新小学校学習指導要領の規定によるものとする」と示されています。平成21年度から全面的に先行実施されるのは、総則のほかに道徳、総合的な学習の時間、特別活動があります。これらは教科書教材が作成されていないため、すぐに全面実施することができからです。こうした措置は、過去の移行期間においても同様に行われてきました。

新学習指導要領の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動については、改訂の趣旨や内容がかなりゆき渡っ

てきたようですが、総則の内容については必ずしも十分に理解されていないように思われます。総則には、教育課程編成に当たっての基本方針や指導計画を作成する際の配慮事項などが示されています。教科等で指導する内容が示されていないために、関心が薄いのかもかもしれません。

総則には、これからの学習指導や学習活動に深くかかわる新しい視点が見られています。以下、総則に新たに規定された事項を中心に、移行期間において各学校が取り組むべき重点課題について解説します。

知識や技能の習得とその活用

新しい総則のなかでまず注目されるのは、「基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむ」と示されていることです。これは教育課程編成の一般方針として規定されていることから、学校教育の基調をこうした方針のもとに舵をとることが求められます。

なお、この内容は改正された学校教育法第三十条第二項を受けて新たに示されたものです。

この規定には、ポイントが二つあります。その一つは各教科等において基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させることです。その二つはそれらを活用して問題解決するために必要

な能力、具体的には思考力、判断力、表現力など能力を育てることです。一般に活用力と言われています。

各教科において知識や技能を確実に身につけさせるためには、まず基礎的・基本的な知識や技能を洗い出し、重点的に指導すべき事項として単元や題材ごとに整理する必要があります。知識・技能といってもさまざまなレベルのものが考えられます。何が基礎的・基本的な知識や技能なのかを明らかにすることによって、確実に習得させる手だても明らかになります。

知識や技能は、教師が上手に教えることによって身につけさせることができます。教育の「教」（教える）に当たる営みです。これまでも、習熟度別学習や個別学習など個に応じた指導が行われてきました。一斉指導による子どもたちの学び合いや教え合う機会も重視してきました。学年で合同授業を行ったり、チーム・ティーチングを取り入れたりしてきました。このような指導方法や指導体制をこれからも教科の特質を踏まえ、指導内容や教材に応じてさらに工夫したいものです。

一方、問題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力を育てることは、教育の「育」（育てる）に当たります。育てることは教えることと比べると、難しいと言われています。教師が教えたからといって身につくとは限らないからです。むしろ教えて身につくことではないと考えたほうがいいでしょう。

ここで問題になることは、これらの能力をどう育てるかです。まず、思考力とはそもそもどのような能力なのかを明らかにする必要があります。思考力とは物事や事象をどのように考える力なのかを具体的に考えることによって、思考力を育てる具体的な指導や手だてが明らかになります。例えば思考力の一つに具体的な事項をもとに一般化する思考があります。帰納的思考力と言われているものです。実際の授業

の場でそうした機会を設けることによって、帰納的に考える力が育っていきます。比較して考える力を育てるためには、授業のなかで比較して違いや共通点を見だし考える場面を設ける必要があります。

このように、思考力の内容を具体的にすることによって、思考力を育てる手だてが明らかになってきます。判断力や表現力についても同様に考えることができます。能力を育てることは、子どもへの教師のかかわりが一層問われる問題でもあります。

言語活動を通して言語力を育てる

新しい総則には、指導上の配慮事項として、子どもの言語活動を充実させることが示されています。「言語活動」については、「教育の小径」（NO.3）でその背景等を述べました。

今回の教科等の学習指導要領には、次のような記述が見られます。

- ・〔国語科〕記録、報告、解説、推薦などの言語活動例が「内容の取扱い」から「内容」に格上げされて具体的に示された。
- ・〔理科〕観察、実験の結果を整理し考察する学習活動や、科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動が充実するよう配慮すること。（内容の取扱い）
- ・〔音楽科〕楽曲を聴いて想像したことや感じ取ったことを言葉で表すなどして、楽曲の特徴や演奏のよさを理解すること。（高学年の内容）
- ・〔家庭科〕言葉や図表などを用いて生活をよりよくする方法を考えたり、説明したりするなどの学習活動が充実するよう配慮すること。（内容の取扱い）
- ・〔総合的な学習の時間〕言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。（内容の取扱い）

ここには一部の教科等を取り上げましたが、今回の学習指導要領には国語科をはじめ、全ての教科等において、言語活動が重視されています。言語活動には、「話す」「聞く」「読む」「書く」活動がありますが、国語科を除く教科等の学習においては、説明や討論、論述など特に「話す」活動と「書く」活動が重視されています。

では、教科等の授業において具体的

にどのような指導をすることによって、言語活動が充実し、子どもたちに言語力が育っていくのでしょうか。指導のアイデアをいくつか挙げてみましょう。

- ①言語はわかったことや自分の考えなどを言語表現するときの手段（ツール）です。言語だけを取り上げて単独に指導することは現実的ではありません。言語という道具を使うときには表現したいことを持ち合わせている必要があります。学習事項や自分の考えなど表現する中身をしっかり指導することがまず重要です。
 - ②言語活動を行うときには、目的があります。なぜ、何のために言語表現するのか。目的意識を明確にすることが大切です。書いたり話したり、さらには読んだり聞いたりするときにはテーマ（主題）を設定することが大切です。
 - ③言語活動は、理解力、思考力、判断力、表現力などの能力と深いかわりがあります。知識や技能を習得させる指導と、思考力、判断力、表現力などを育てる指導を一体に展開するようにします。これらを総合した力が言語力と言われるものです。
 - ④言語活動を豊かにするためには、言語に対する知識や技能が必要になります。書き方、話し方など学習技能をしっかりと身につける指導が不可欠です。これらは主として国語科の授業で指導します。
 - ⑤言語活動はつぶやきや独り言のような場合や、日記をつけるときなどを除いて、必ず相手があります。相手に意識させることによって、相手に応じた言葉遣いや方法など言語の適切な使い方ができるよう指導します。
- なお、言語活動には周囲の人たちとの人間関係が大きく影響します。子ども同士や子どもと教師の豊かな人間関係づくりを心がけるとともに、言語環境を整えることが求められます。

わが国の子どもは外国の子どもと比べて、自分の考えを堂々と表現する意欲や態度が欠けていると指摘されています。話し合いや議論、討論することを好まないとも言われています。各教科等の特質や内容、教材や学習活動などを踏まえて、授業のなかで言語活動を充実させ、子ども一人一人に確かな言語力を育てたいものです。



外国語活動の創設

文部科学省から出された移行措置に関する通知によると、学校の判断により、移行期間から第5・6学年において外国語活動を先行実施することができるようになってきています。その場合、各学年週当たり1コマまで総合的な学習の時間の時数を充てることができます。学習指導要領では「外国語活動」となっていますが、英語を取り上げることが原則です。また指導は、学級担任または外国語を担当する教師が行うようになってきています。

多くの学校では、これまでの総合的な学習の時間における英語活動の実績を踏まえて、外国語活動の時間を設定しようと計画していることでしょう。第5・6学年において英語活動を先行実施する場合には、次のような課題を解決することが求められます。

- ・学習指導要領に示されている目標及び内容、指導計画の作成に当たっての配慮事項などを踏まえて、年間の時数に見合った指導計画を作成します。その際、2か年間の見直しをもって、体系的な指導が行えるよう配慮する必要があります。
- ・小学校の外国語活動は、音声を重視し、コミュニケーション能力の素地を養うことを目指しています。中学校での英語とは性格が異なります。外国語を聞いたり話したりする活動を中心に、楽しさを体験させることに主眼があることに留意します。
- ・必要な教材を用意します。文部科学省から希望する学校に配布される「英語ノート」や、英会話を教えるための絵が描かれたカード（英会話カード）の活用方法について研修を深めます。英語活動についての授業研究はまだまだ十分ではなく、さらに研修を積み重ねたいものです。
- ・指導体制を学校として確立します。ネイティブスピーカーの英語指導助手を配置している教育委員会もあります。それらの指導者との効果的なチーム・ティーチングのあり方について検討することも必要になります。
- ・英語活動の内容が、中学校での外国語（英語）にスムーズに接続し発展していくようにします。中学校の関

連を十分に意識して実施することが求められます。

これまで、小学校第1学年（あるいは第3学年）から、英語活動を実施してきた学校もあります。これまでのように継続する場合には、そのための授業時間をどう生み出すか。指導計画をどう作成し、教材をどう用意するか。第5・6学年の英語活動にどう発展させていくかなどについて検討する必要があります。

第3・4学年において外国語活動を行う場合には、これまでのように総合的な学習の時間を使うことはできません。但し、規定されている総合的な学習の時間の目標に照らして適切な活動であり、スキルの習得を主目的としたものでなければ、総合的な学習の時間の学習活動のなかで外国語を用いることは問題ないと、文部科学省は説明しています。これ以外の場合には、標準授業時数の枠外で時間を独自に設定する必要があります。

* * *

新学習指導要領の総則には、以上の課題のほかにも、次のような課題が新たに示されています。



- ・道徳の時間を要にして、全教育活動をとらして道徳教育を充実させること。道徳教育においては、わが国や郷土の伝統や文化に関する教育を重視すること。
 - ・食育を推進し、安全に関する指導を進めること。
 - ・各教科等の指導に当たっては、子どもが学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れること。
 - ・家庭との連携を図りながら、子どもの学習習慣が確立するよう努めること。
- 本年度の教育活動や学習指導に当たっては、新学習指導要領の総則に示されている、特に今回新たに規定された内容の趣旨を十分理解し、日々の指導のなかで具現化することが求められます。そのためにも、総則の趣旨や内容を改めて確認したいものです。

総合的な学習の時間の学習活動と特別活動との関係

新学習指導要領の総則に、次のことが新たに規定されました。「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当の特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」

このことは、特別活動で体験的な活動を行ったことを総合的な学習の時間の代替を認めているものではありません。

このことについて文部科学省は、修学旅行の例を挙げて、期間内に実施された調査・見学活動が総合的な学習の時間の目標に合致している場合には、それに相当する時間数を総合的な学習の時間にカウントすることは可能であると説明しています。

授業時数のカウントの仕方に関して戸惑いもあるようです。何の時間

に充てるかというポイントは、それぞれの学習活動の目的や目標にあります。学習活動を安易に代替することは望ましくありません。

学習指導要領に示されている、総合的な学習の時間と特別活動のそれぞれの目標は違っています。このことは、学習活動のレベルだけでは判断できないことを意味しています。

各学校では、行事や学習活動ごとに目標をどう設定するかということが、時間の割り振りに当たって重要なポイントになります。



音楽の学習指導要領には、歌唱教材に関して共通教材が学年ごとに4曲示されています。それらは文部省唱歌や日本古謡です。昔から子どもたちの間で歌い継がれてきた童謡を今の子どもたちにも伝えることは、わが国の伝統や文化を保護・継承するうえで重要なことです。

歌詞のなかには、今の子どもたちには実感がなかつたりして理解しにくい言葉や言い回しが登場します。例えば5年で取り上げられる「冬げしき」には「狭霧（さぎり）消ゆる 湊江（みなとえ）の」とか「げに小春日の のどけしや」といった歌詞があります。6年の「ふるさと」には「兎追いしかの山」と、文語体があります。

また、「茶つみ」には「あかねだすき」や「菅の笠」が出てきます。

感情を込めて歌うには、歌詞の意味を正しく理解し、情景を豊かにとらえさせる必要があります。具体物を提示したり映像を視聴させたりするなどの工夫をすることによって、イメージ豊かに歌うことができるようになります。



教室では、教師が発問し、子どもに発言させる光景が見られます。子どもの発言は「指名」によって促されることが一般的です。授業においては、この指名をだれが行うのか。どのように指名するのが、授業の質を左右する重要なポイントです。

子ども同士が相互に指名する場面に出会うことがあります。一見、子どもたちが活発に発言しているように見えますが、話し合いに質的な深まりがないことに気づきます。授業がねらいと外れた方向に行かないよう、授業での指名権は教師がもっていることが大切です。安易に子どもに指名させることは禁物です。



教師には、その場の状況を踏まえて意図的に子どもを指名し、話し合いの質を高めながら、その時間の目標を実現させていく役割があります。そのためには、日頃から子どもの学習状況や見方・考え方の傾向など子どもの理解を深めておく必要があります。子どもをより深く理解することによって、意図的で効果的な指名が可能になります。一人一人の優れた考えを引き出すことができ、学習の質も高まっていきます。

教育キーワード 授業時数と指導時間

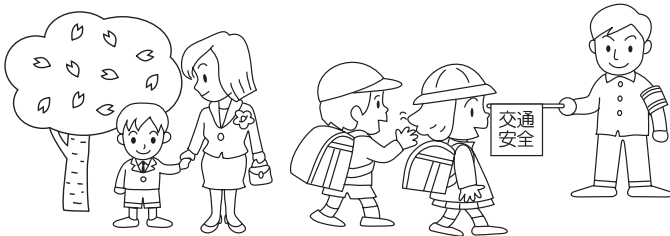
各教科等の年間授業時数は、学校教育法施行規則に「別表」として示されています。これは学習指導要領に示されている目標や内容を指導するときに必要なとされる標準的な時数を示したものです。この時数内で規定された内容の指導が完了した場合には、残りの時間を発展的な学習内容の指導などに充てることができます。

一方、定められた時数で指導が十分できなかった場合には、時数を増やし

て確実に定着させる必要があります。文部科学省はかつて「学習指導要領の一部改正等について」（平成15年12月）の通知のなかで「指導内容の確実な定着を図るため必要がある場合には、（中略）学校教育法施行規則に定める各教科等の年間授業時数の標準を上回る適切な指導時間を確保するように配慮すること」と示しました。

年間授業時数と各学校で実際に指導する時間とは必ずしも一致しません。

学級通信に使える今月のイラスト



入学式

春の交通安全

編集後記

本年度より、平成23年度からの新学習指導要領完全実施に向けた「移行措置」が始まりました。今号の「教育の小径」は、その第一歩を記念し、北先生の特別なお取り計らいもあり、通常の倍のボリュームで編集させていただきました。（K記）

Information (PR)

H21 ばんげいテスト新ラインナップ



基礎・基本のAテスト

学力定着のAプラステスト



習得&活用のN+テスト



株式会社文溪堂